

議案第 22 号 田川市国民健康保険条例及び田川市国民健康保険税条例の一部改正について

1 改正理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）に伴い、所要の規定整備をしようとするものである。

2 改正の内容

国民健康保険制度の都道府県化に伴い、田川市国民健康保険条例及び田川市国民健康保険税条例の規定の改正を行う。

- (1) 都道府県でも国民健康保険の事務が発生することに伴い、本市が行う国民健康保険の事務として規定する。
- (2) 国民健康保険事業納付金に充てるため国民健康保険税を賦課徴収する旨を規定する。
- (3) その他、法令改正に伴う条文の整備を行う。
- (4) 施行期日 平成 30 年 4 月 1 日

3 新旧対照表（別紙 3 及び別紙 4）

○田川市国民健康保険条例（昭和24年条例第1号）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>田川市国民健康保険条例 （趣旨）</p> <p>第1条 本市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるものほか、この条例の定めるところによる。 （国民健康保険の運営に関する協議会の委員）</p> <p>第2条 本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 2～3 略 第4条～第5条 略 （保健事業）</p> <p>第6条 本市は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の5第1項に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために次に掲げる事業を行う。 (1)～(5) 略 2 略 第7条～第11条 略</p>	<p>田川市国民健康保険条例 （趣旨）</p> <p>第1条 本市が行う国民健康保険については、法令に定めがあるものほか、この条例の定めるところによる。 （国民健康保険運営協議会の委員）</p> <p>第2条 田川市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 2～3 略 第4条～第5条 略 （保健事業）</p> <p>第6条 本市は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために次に掲げる事業を行う。 (1)～(5) 略 2 略 第7条～第11条 略</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	

○田川市国民健康保険税条例（平成21年条例第5号）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>田川市国民健康保険税条例 第1条～第2条 略 (課税額)</p>	<p>田川市国民健康保険税条例 第1条～第2条 略 (課税額)</p>
<p>第3条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、福岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p>	<p>第3条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>(2) <u>後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（福岡県の国民健康保険に</u> <u>関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(3) <u>介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（福岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>2 <u>前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合には、基礎課税額は、54万円とする。</u></p> <p>3 <u>第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した</u> <u>項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した</u></p>	<p>2 <u>前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合には、基礎課税額は、54万円とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。た</u></p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。</p> <p>第4条～第5条 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）</p> <p>第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所屬者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するもの）をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって</p>	<p>ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。</p> <p>第4条～第5条 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）</p> <p>第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所屬者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるも</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第8条の2及び第24条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第8条の2及び第24条において同じ。）以外の世帯 17, 882円</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>第7条～第28条 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 第2条の規定による改正後の田川市国民健康保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例に</p>	<p>の（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第8条の2及び第24条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所屬者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第8条の2及び第24条において同じ。）以外の世帯 17, 882円</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>第7条～第28条 略</p>

新 (改正案)

旧 (現行)

よる。

